


【令和4年度】

交通災害共済に

家族そろって加入しましょう！

交通災害共済とは

加入者が交通災害（**交通事故による災害**）にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする**相互救済の制度**です



共済期間：**令和4年4月1日～翌年3月31日まで**

- ・中途加入の場合は、申込日の翌日から
- ・令和4年3月31日（木）までに加入することを推奨します

通院1日目から見舞金の支給対象！

《見舞金》

- ・傷害：1万円～18万円（限度額）
- ・障害：20万円～30万円（限度額）
- ・死亡：100万円（限度額）

【注意事項！】

以前は、加入申し込みは原則、各組長様が一括で行ってきましたが、平成29年度分の申請から、世帯ごとの申請となりました。

加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎出納室、分庁舎住民係、万沢支所
- ・JA山梨みらい 栄支店

加入条件を満たしていれば、
いつでもどなたでも加入OK！

自転車事故など、
小さな交通災害もカバー！

請求手続きは、
カンタン！

お問合せ

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南都町福士 28505 番地 2
南都町役場交通防災課

TEL0556-66-3417

掛金

年額(ひとり) **500円**

※中途加入の場合も同額